

答 申 第 9 6 号
平成26年1月9日
(諮問公第111号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第5条の規定に基づき、平成23年11月30日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 3階〇〇利用部分の部屋のフロアマップ

イ アの広さ、座席、ソファ等配置、賃料の分かるもの

（アの広さについては、平成23年12月6日に公文書開示請求の取下げがあった。）

ウ 〇〇利用フロア部分の電気代、電話代の分かるもの

エ 〇〇利用フロア部分の備品（コピー複合機等）の維持・管理費

オ 3F〇〇受付（期間職員・アルバイト）の募集を行った際の広告（募集広告）

カ オに従事する（受付業務等）者への給与額の分かる資料

キ 記者クラブ〇〇の規約

ク 〇〇加盟社リスト（議会の受付に設置の、職員名簿記載の該当部分。氏名と加盟社が記載されているもの）

（クについては、平成23年12月2日に公文書開示請求の取下げがあった。）

ケ これまでに〇〇加盟社以外が出席した者の名前、所属社名

コ ケの出席を認めた、又は禁止しなかった経緯、根拠の分かる文書

サ フリーランスの記者が知事の定例記者会見に出席・質問することを禁止又は妨げる

ことを県が行う場合について、その根拠となる現在（2011年11月30日現在及び11月28日現在）存在する文書

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書が、県政記者室等に係るものと県庁舎の管理等に係るものであったことから、県政記者室等に係る事務を所掌する広報課が開示請求書の原本を保有し、その写しを県庁舎の管理等に係る事務を所掌する管財課に送付の上、広報課の所掌に係る部分（イ、エ～キ、ケ～サ）については平成24年1月4日付け広第55号で公文書一部開示決定（以下「広報課処分」という。）を、管財課の所掌に係る部分（ア）については同日付け管第220号で公文書全部開示決定を、同課の所掌に係る部分（ウ）については同日付け管第221号で公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分及び広報課処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成24年3月2日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての主たる理由は、「「〇〇利用フロア部分の電話代の分かるものは不存在」ということが開示しない理由とされているが、少なくとも県の非常勤職員が使用する「内線電話」は「(外線使用可)」であり、これについては県の支出として、把握されてしかるべきであるから、この部分についての一部開示は可能はずである。」というものである。

なお、異議申立人から意見書は提出されず、口頭による意見陳述の希望もなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 県庁舎の代表電話は、56回線あり、当該回線を通じて、県庁舎外から電話を受け、また、県庁舎外へ電話をかけている。県庁舎内の内線電話は、約1,800台が設置されており、内線電話を利用して県庁舎外へ電話をかける際には、56回線のうち1回線（県庁舎内の電話交換機により自動的に選択）を使用するものである。

(2) 県政記者室（〇〇）の電話は、①県の非常勤職員が使用する内線電話（外線使用可）、②各社持ち込みの外線電話及び③各社が使用する内線電話（外線使用不可）が設置されている。

(3) 電話会社からは、毎月、県庁舎の代表電話全体について請求があり、「広報課に設置

された電話」と「県政記者室（〇〇）の電話（①）」をはじめ、各課等に設置された電話の利用料金を一体として、管財課で一括して支払っている。

請求書に添付されている内訳には、56回線それぞれについて1回線ごとの利用料金が記載されているものであり、〇〇利用フロア部分のみの電話代は不明であり、〇〇利用フロア部分のみの電話代の分かる公文書は取得、作成していない。

- (4) また、②各社持込みの外線電話分は、各社がそれぞれ支払っているため、電話代が分かる公文書は取得、作成していない。
- (5) このため、開示請求のあった、〇〇利用フロア部分に係る電話代が分かる公文書は存在しない。
- (6) したがって、①県の非常勤職員が使用する内線電話についてのみの公文書についても存在しないものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年 3 月 6 日	諮問を受けた。
4 月 23 日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
4 月 24 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成25年 9 月 5 日	諮問の審議を行った。
10 月 10 日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
12 月 25 日	諮問の審議を行った。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「異議申立ての理由」の記載によると、本件処分のうち、〇〇利用フロア部分の電話代の分かるものを不開示とした処分の取消しを求めるものであることから、審査会は、当該処分についてのみ判断する。

(3) 審査会の判断

ア 本件異議申立て対象公文書について

本件異議申立てに係る公文書は、〇〇利用フロア部分の電話代の分かるものである。実施機関は、〇〇利用フロア部分の電話代の分かるものは取得、作成していないため存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、少なくとも県の非常勤職員が使用する内線電話（外線使用可）についての一部開示は可能なはずであるとして文書不存在ではないと主張していることか

ら、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

県庁舎の電話については、電話会社発行の電話帳によると、代表取り扱いとされており、また、電話会社のホームページによると、代表取扱サービスとは、複数の契約者回線番号でグループ（代表群）を形成し、あらかじめ決めた代表番号に着呼があった場合、代表群から空き回線を選んで着信するサービスであるとされている。

実施機関は、県庁舎の電話代について、電話会社から毎月、代表電話全体について請求があり、管財課で一括して支払っており、請求書に添付されている内訳には、代表電話の1回線ごとの利用料金が記載されているものであり、〇〇利用フロア部分のみの電話代は不明であり、〇〇利用フロア部分の電話代の分かる公文書は取得、作成していないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、〇〇利用フロア部分の電話代の分かるものについて、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。